

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社大林組
(2) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 俊美
(3) 住 所 東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号

2 指名停止措置期間

令和 8 年 5 月 1 8 日から令和 8 年 6 月 1 7 日まで(1 カ月間)

3 事 案 の 概 要

令和 8 年 3 月 2 4 日に鰹沢簡易裁判所から、労働安全衛生法違反により、罰金刑の略式命令を受けたため。

4 指名停止措置理由

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

〈指名停止等措置要領別表 1〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 26 前各号に掲げる場合のほか、業務 に関し不正又は不誠実な行為をし、 建設工事等の請負契約の相手方とし て不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市水道局総務課 TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597